



助成金情報

## 35歳未満の非正規労働者の 人材育成・定着を支援する 「若者チャレンジ奨励金」

今回、比較的助成額の大きな「若者チャレンジ奨励金」という新たな助成金が創設されました。これは35歳未満の若者の雇用安定が国の重要課題となっていることから、その支援対策として打ち出されたものです。今回は、この助成金の概要について紹介しましょう。

### 創設された「若者チャレンジ奨励金」とは

これは、35歳未満の非正規雇用の若者を自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせた訓練を実施した場合に、奨励金が支給されるという制度になります。手続きとしては、事前に訓練実施計画を作成し、原則として訓練開始日の1ヶ月前までに提出することになっています。なお、この奨励金は平成25年度末までの時限措置です。

#### [支給額]

訓練奨励金：訓練受講者1人につき1ヶ月当たり15万円

正社員雇用奨励金：訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合、1人当たり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円（計100万円）

なお、1年度に計画することができる訓練の上限は、60人月※となります。

※人月とは、（受講者数×訓練月数）の合計をいい、例えば3人に3ヶ月間の訓練を実施する場合には9人月（3人×3ヶ月）となります。

#### [訓練受講者の要件]

35歳未満の若者であって、以下①②のいずれにも該当する者

- ①過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者などであって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カードの交付を受けた者
- ②訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者など

なお、新規学校卒業予定者および新規学校卒業者は、原則として卒業日が属する年度の3月31日まで若者チャレンジ訓練の対象者として募集することができません。

#### [訓練の主な要件]

訓練内容：自社内での実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせた訓練であって、全体の訓練時間にOJTの占める割合が1割以上9割以下であること。

訓練時間：1ヶ月当たりに換算した訓練時間数が130時間以上であること。

カリキュラム：実習（OJT）と座学（Off-JT）のそれぞれについて、訓練科目名、実施内容、実施時間等が明確に示された訓練カリキュラムを作成すること。

ジョブ・カード：ジョブ・カード様式4（評価シート）を作成し、それによって訓練受講者の職業能力の評価を行うこと。

この奨励金は新たに雇い入れる有期契約労働者だけでなく、既に有期契約労働者等として雇用している若者に対し訓練を実施する場合であっても活用することができます。また比較的助成額も大きいことから、若者を積極的に教育しながら活用することを計画されている企業は、この助成金の利用も検討されてはいかがでしょうか。